

別紙

諮問第1136号

答 申

1 審査会の結論

「消防活動記録」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成26年〇月〇日〇時〇分ごろ東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番付近で発生した火災に伴う消防活動記録一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が平成30年1月16日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

東京消防庁の書類の黒塗り部分が裁判において重要な証拠として必要なため、黒塗り部分を取り消して、全部の開示を求める。

イ 意見書における主張

(ア) この火災のあった物件は審査請求人の物であり、審査請求人の財産、権利であり、前所有者の財産ではないため、前所有者に権利はありません。実施機関は、前所有者の個人の権利利益を害するおそれがある等を非開示理由としているが、火災のあった物件について権利のない前所有者のどんな利益を害するのか、実施機関に説明してもらいたい。実施機関の主張する非開示の理由は、到底承服できない。

(イ) 審査請求人は、当該物件の前所有者から話を聞いて、火災の実態はわかりましたが、法廷では文書に記載されている証拠が必要です。当該火災がボヤではないことがはっきりとわかる情報の開示をお願いします。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求の対象となる公文書は、〇〇消防署が保有する文書であり、消防隊が火災等の災害現場で活動した際に、発災場所を管轄する消防署長等が消防活動を記録するために作成する文書である。本件対象公文書中の記載内容のうち、消防活動総括表、消防活動報告、部署図及び記録表に記載されている責任者の氏名、年齢、住所、職業等の情報は、火元者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 次に、消防活動総括表中の「被害状況」、消防活動報告の「程度」、指揮活動表の「到達時の状況等」、小隊活動表の「到達時の状況等」、「活動内容等」及び現場状況図並びに写真の記載、図面及び写真は、個人の所有する建物の焼損、り災状況及び内部の状況を示す情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号本文に該当する。

さらに、本件対象公文書の記載内容のうち、消防活動図は、個人の住宅内の図面であり、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、当該住宅に居住する人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報である。したがって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるから、条例7条4号に該当する。

(3) 審査請求人は、非開示部分が裁判所における判決の重要な証拠として必要であることを主張している。

しかし、裁判において必要である旨の審査請求人の理由は、公文書の開示決定処分において開示する理由には当たらない。

すなわち、公文書の開示決定に当たっては、何人の請求であっても同様に非開示事由に当たるか否かを判断するものであり、公文書の開示において審査請求人の事情は判断の基礎とはなり得ず、当該公文書に記載された情報自体から判断しなければならないのであるから、裁判における証拠として必要であることを理由に全部開示を求める審査請求人の主張は失当である。

(4) 審査請求人は、自身が購入した住宅で雨漏り等の不具合が発生していることについて、過去に発生した火災に原因があるものとして、火災の実態を示す「焼損床面積」、「焼損表面積」、「程度」、「消火後の写真」等の情報が、審査請求人の生命又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報に該当するものとして、条例7条2号ただし書口に該当するものと主張する。

そもそも、条例7条2号ただし書口は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。

すなわち、非開示により保護される利益と開示により保護される利益とを比較衡量し、その結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられるものである。

本件開示請求の対象となる公文書についてみると、非開示部分の記載には、り災者を含めた人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報は何ら含まれていないことから、当該非開示部分は条例7条2号ただし書口に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月 8日	諮問

平成30年12月6日	実施機関から理由説明書收受
令和元年5月20日	審査請求人から意見書收受
令和元年5月27日	新規概要説明（第172回第三部会）
令和元年6月24日	審議（第173回第三部会）
令和元年7月29日	審議（第174回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 消防活動記録について

東京消防庁警防規程（平成21年3月26日東京消防庁訓令第23号）59条1項は、「所屬長は、消防活動を実施したときは、消防活動記録を作成するものとする。」と規定し、同条2項において、「火災等の発生地を管轄する署長は、管轄区域内で発生した火災等の消防活動記録及び出場表をとりまとめ、適正に保管しなければならない。」と規定している。

そして、東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日警防部長依命通達）第34（消防活動記録等）において、消防活動に従事した場合に作成する消防活動記録として、「消防活動総括表（別記様式第35号及び別記様式第36号）」、「消防活動報告（別記様式第37号）」、「指揮活動表（別記様式第38号）」、「小隊活動表（別記様式第39号）」、「小隊別活動表（別記様式第40号）」、「部署図（別記様式第41号）」、「現場状況図（別記様式第42号）」、「消防活動図（別記様式第43号）」、「記録表（別記様式第46号）」等が定められており、実施機関では、これらの文書を「消防活動記録」と総称し、一つの文書として取り扱っている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、別表に掲げる本件対象公文書

1 から10までで構成される「平成26年〇月〇日午前〇時〇分覚知東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番付近で発生した火災に伴う消防活動記録一式」を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1 から7までを条例7条2号に該当するとして、本件非開示情報5については、同条4号にも該当するとして、当該各部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。審査会は、本件非開示情報1 から7までの非開示妥当性を判断する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件対象公文書1及び2について

本件対象公文書1には、当該火災現場で消防隊が活動した内容の総括的なとりまとめが記載されており、非開示部分は本件非開示情報1である。

また、本件対象公文書2には、消防隊が活動した火災の概要や出場隊員等が記載されており、非開示部分は本件非開示情報2である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、火災発生場所の住居番号、責任者の氏名、年齢、性別及び職業、通報者の区分、年齢、性別等、火災による被害状況に関する情報が、本件非開示情報 2 には、火災発生場所の住居番号、責任者の職業、氏名及び年齢、火災による被害状況に関する情報が記載されている。

これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 本件対象公文書 3 及び 4 について

本件対象公文書 3 には、活動に従事した指揮隊等の到着時の状況や活動内容等が、本件対象公文書 4 には、活動に従事した活動隊の到着時の状況や活動内容等が記載されており、非開示部分は本件非開示情報 3 である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、建物の延焼階、焼損床面積、水損発生階等が記載されており、これらの情報を公にした場合、周辺住民であれば火災発生場所を特定する手掛かりとなり、これらの者に詳細な火災による被害状況を知らせることになると認められるため、本件非開示情報 3 は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 本件対象公文書 6 及び 7 について

本件対象公文書 6 は、火災発生場所を中心として消防隊が配置した位置等が、本件対象公文書 7 は、火災発生場所を中心とした延焼範囲、付近の状況等が記載された図面であり、非開示部分は本件非開示情報 4 である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 は、火災発生場所が記された図面である。これらの情報は、いずれも火災発生場所の住居番号が明らかとなる情報であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(エ) 本件対象公文書8について

本件対象公文書8は、消防隊の活動状況を図面に記載したものであり、非開示部分は本件非開示情報5である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、当該火災のあった建物内の見取図であって、特定の個人が所有する建物の内部の情報や出火場所に関する情報であり、上記(イ)において判断したとおり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件対象公文書9について

本件対象公文書9には、当該火災の内容や責任者、発見者に関する情報、発見状況及び通報状況等が記載されており、非開示部分は本件非開示情報6である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報6には、火災発生場所の住居番号、責任者及び発見者の氏名、生年月日、住所、電話番号等や火災の初期消火の状況等に関する情報が記載されている。

これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(カ) 本件対象公文書10について

本件対象公文書10には、当該火災の発生日時、場所及び火災現場の写真が記録されており、非開示部分は本件非開示情報7である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報7には、火災発生場所の住居番号及び建物内部の写真が記録されており、これらの情報は、いずれも個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っている

が、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

また、審査請求人の所期の目的は、実施機関が、裁判所からの文書送付嘱託の手續に対し、よりの確に対応することにより解決されるべきものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明

別表

本件 対象 公文書	公文書 の件名	非開示部分	非開示理由 及び 非開示条項	本件 非開示 情報
1	消防活動総括表(別記様式第35号及び別記様式第36号)	<p>○「発災場所名称」欄のうち、住居番号</p> <p>○「通報電話」欄の電話番号</p> <p>○「責任者」欄のうち、氏名</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条2号)</p>	1
2	消防活動報告(別記様式第37号)	<p>○「場所 業態・名称 責任者」欄のうち、住居番号、責任者の職業、氏名及び年齢</p> <p>○「程度」欄のうち、焼損階、建面積、延面積、焼損床面積、程度</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条2号)</p> <p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号)</p>	2

3	指揮活動表 (別記様式 第38号)	○「到着時の状況等」欄 のうち、火点階、焼損床 面積	特定の個人を識別するこ とはできないが、公にす ることにより、なお個人 の権利利益を害するおそ れがあるため。 (条例7条2号)	3
4	小隊活動表 (別記様式 第39号)	○「到着時の状況等」欄 のうち、火点階 ○「活動内容等」欄のう ち、火点階、水損発生階	特定の個人を識別するこ とはできないが、公にす ることにより、なお個人 の権利利益を害するおそ れがあるため。 (条例7条2号)	
5	小隊別活動 表(別記様式 第40号)	非開示部分なし		
6	部署図(別記 様式第41号)	○「部署図」欄のうち、 図面に記載されている火 災建物の位置	個人に関する情報で特定 の個人を識別することが できるものであるため。 (条例7条2号)	4
7	現場状況図 (別記様式 第42号)	○「現場状況図」欄のう ち、図の一部	個人に関する情報で特定 の個人を識別することが できるものであるため。 (条例7条2号)	

8	消防活動図 (別記様式 第43号)	○「消防活動図」欄のうち、火点建物内部	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例7条4号)	5
9	記録表(別記 様式第46号)	○「内容」欄のうち、住居番号、責任者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業及び状況、発見者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、携帯電話番号、職業、家族構成及び状況、通報者の氏名及び状況	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条2号)	6
		○「内容」欄のうち、初期消火の状況、その他の記載事項	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号)	

10	写真	○火災発生場所の住居番号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条2号)	7
		○建物内部の写真	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号)	